

令和 8 年度広島県保育士等キャリアアップ研修事業業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び保護者に対して保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修を構築し、保育の質の向上や新規採用者の人材確保及び保育士の離職防止等を図ることを目的とする。

(2) 業務の内容

別紙「令和 8 年度広島県保育士等キャリアアップ研修事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 予算額

14,587,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 8 年 3 月 4 日（水） 午後 5 時

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 8 年 3 月 11 日（水） 午後 5 時

(3) 上記（2）に対する回答日

令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所：広島県健康福祉局安心保育推進課

② 提案書提出期限：令和 8 年 3 月 17 日（火）午後 5 時

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングの実施場所等

① 日 時：令和 8 年 3 月 23 日（月）（時間の詳細は、提案者ごとに別途通知する。）

② 場 所：オンライン会議システム（Zoom）により実施する。

③ 出席者：公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

④ 内 容：企画提案者によるプレゼンテーション。1 提案者当たりの説明時間は 20 分以内とし、質疑応答は 10 分以内とする。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は、公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 登記事項証明書

イ 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

ウ 広島県の納税証明書（広島県内に事業所等が全くないなど、納税義務がない場合を除く）

エ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書

オ 電子データの保存等に関する申出書

カ 事業者の概要・組織資料（既存のもので可）

※令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年において県が行う物品および役務を調達す

るための競争入札に参加する者に必要な資格等)によって「61M 研修等」の資格を認定されている者である場合、アからエの提出は不要。

※ウ及びエについては、申請日の3か月以内に発行されたものに限る。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書郵便事業者又は特定信書郵便事業者の提供するサービスで、これらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(7) 仕様書について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2（2）仕様書に対する質問書提出期限」までに別に定める様式により電子メールで提出すること。

送付先メールアドレス：fuhoiku@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「(プロポーザル) 保育士等キャリアアップ研修に関する質問」とし、送信後に電話にて到達の確認を行うこと。

到達確認先：広島県健康福祉局安心保育推進課保育グループ（082-513-3174）

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 審査方法等

① プレゼンテーション審査

ア 審査方法

- ・ 提出された提案書等について、プレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者を1者選定する。
- ・ プレゼンテーションは、期限までに提出した提案書により行うこととし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・ プレゼンテーション審査に参加しない応募者の提案は無効とする。

イ 審査内容

提案書について、評価項目ごとに「令和8年度広島県保育士等キャリアアップ研修事業業務提案書評価基準」に基づいて点数化し、最も合計点が高い提案をした者を最優秀提案者とする。

② 結果の通知

令和8年3月25日（水）までに、プレゼンテーション審査参加者全員に対して通知する。

(9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局安心保育推進課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年3月30日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年3月31日（火）までに、書面により行う。

(10) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託

料の全額又は一部を概算払いすることができる。

(11) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

(12) 参加者の負担について

申請書及び提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とする。

(13) 申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び提案書を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

(14) 提出された提案書について

① 提出された提案書は、返却しない。

② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に、提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

公告に定めた方法により決定した最優秀提案者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、県の契約締結職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点の評価値を得たものと協議の上、契約を締結する場合がある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり。

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 公正なプロポーザルの確保

(1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書を作成しなければならない。

(3) 公募型プロポーザル参加者は選考前に、他の参加者に対して、提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくはとりやめることができる。

5 その他

(1) 提案書の作成に際して疑義がある場合は、文書により問い合わせるものとし、回答は、県にお

いて説明会参加者全員に対して送付する。この場合、該当回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。なお、文書の発送はすべてFAX又は電子メールによるものとする。

(2) 提案書提出後、県から提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。

(3) 申請書提出後、公募型プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。なお、この場合にあっても、提出された書類は返却しない。

6 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 仕様書
- ☐ 仕様書等に対する質問書の様式
- ☐ 辞退届
- ☐ 電子データの保存等に関する申出書
- ☐ 審査要領及び評価基準
- ☐ 公募型プロポーザル提案書作成要領及び提案書様式

【問合せ先】

広島県健康福祉局安心保育推進課

担当 保育グループ 霜

電話 082-513-3174（ダイヤルイン）